

食 品 安 全 委 員 会 第 122 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 17 年 12 月 1 日 (木) 14:00 ~ 14:48

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

(1) 食 品 安 全 基 本 法 第 24 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 の 聴 取 に つ い て

・ 遺 伝 子 組 換 え 食 品 等 3 品 目 に 関 す る 食 品 健 康 影 響 評 価 に つ い て

トウモロコシ 1507 系 統 と コウ チ ュ ウ 目 害 虫 抵 抗 性 及 び 除 草 剤 グ ル ホ シ
ネ ー ト 耐 性 トウモロコシ *B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7 を 掛 け 合
わ せ た 品 種

コウ チュウ 目 害 虫 抵 抗 性 及 び 除 草 剤 グ ル ホ シ ネ ー ト 耐 性 トウモロコシ
B. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 と ラ ウ ン ド ア ッ プ ・ レ デ ィ ー ・
トウモロコシ NK603 系 統 を 掛 け 合 わ せ た 品 種

コウ チュウ 目 害 虫 抵 抗 性 及 び 除 草 剤 グ ル ホ シ ネ ー ト 耐 性 トウモロコシ
B. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 と トウモロコシ 1507 系 統 と
ラ ウ ン ド ア ッ プ ・ レ デ ィ ー ・ トウモロコシ NK603 系 統 を 掛 け 合 わ せ た
品 種

(2) 食 品 安 全 委 員 会 の 11 月 の 運 営 に つ い て (報 告)

(3) 食 品 の 関 す る リ ス ク コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン - 米 国 ・ カ ナ ダ 産 牛 肉 等 に 係 る
食 品 健 康 影 響 評 価 案 に 関 す る 意 見 交 換 会 - の 概 要 に つ い て (報 告)

(4) そ の 他

4 . 出 席 者

(委 員)

寺 田 委 員 長 、 寺 尾 委 員 、 小 泉 委 員 、 坂 本 委 員 、 中 村 委 員 、 本 間 委 員 、 見 上 委 員

(事 務 局)

齊 藤 事 務 局 長 、 一 色 事 務 局 次 長 、 小 木 津 総 務 課 長 、 國 枝 評 価 課 長 、 吉 岡 勧 告 広 報 課 長
西 郷 リ ス ク コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 官 、 福 田 評 価 調 整 官

5．配布資料

- 資料 1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 2 食品安全委員会の 11 月の運営について（報告）
- 資料 3 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価（案）に関する意見交換会の概要
- 資料 4 - 1 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（回答）
- 資料 4 - 2 食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく報告について

6．議事内容

- 寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第 122 回の会合を開催いたします。
- 本日は、7 名の委員が全員出席でございます。
- スケジュール全体につきましては、議事次第というのを御覧ください。
- 資料の確認をお願いいたします。
- 資料 1 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。
- 資料 2 が「食品安全委員会の 11 月の運営について（報告）」。
- 資料 3 が「米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価（案）に関する意見交換会の概要」。
- 資料 4 - 1 が「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（回答）」。
- 資料 4 - 2 が「食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく報告について」であります。
- お手元でございますね。
- それでは、議事に入らせていただきます。
- 「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。遺伝子組換え食品等 3 品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会において審議が終了しております。
- まず初めに「トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B.t.Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7 とを掛け合わせた品種」につきまして、説明をお願いいたします。
- 國枝評価課長 それでは、資料 1 を御覧いただきたいと思います。

まず初めの品目でございます。最初のページをめくっていただきますと、今、委員長の方から御紹介いただきました「トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7 を掛け合わせた品種」ということでございまして、1 ページを御覧いただきたいと思います。11 月 21 日の専門調査会で審議し、本日報告するものでございます。2 ページ目でございますけれども、本品の性質としては上の方に書いてございますけれども、除草剤のグルホシネート耐性、コウチュウ目及びチョウ目害虫抵抗性のものでございます。

「申請品種の概要」でございますけれども、申請品種については、除草剤耐性及び害虫抵抗性の形質が付与された 2 系統を従来からの手法で掛け合わせたものである。掛け合わせる前のトウモロコシ 1507 系統、Event DAS-59122-7 の各系統については、それぞれ安全性の評価は終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれがある場合は認められないと判断されております。

「食品健康影響評価結果」でございますが、まず 1 点目としまして、挿入された遺伝子によって宿主の代謝系には影響なく、除草剤耐性、害虫抵抗性の形質が付与されている品種同士の掛け合わせであるということで、トウモロコシ 1507 系統に導入された *cry1F* 遺伝子、これはチョウ目の害虫抵抗性を付与しているものでございますけれども、並びに Event DAS-59122-7 に導入された *cry34Ab1* 遺伝子及び *cry35Ab1* 遺伝子、これはコウチュウ目の害虫抵抗性を付したものでございますけれども、これらによりそれぞれ産生されたタンパク質はいずれも酵素活性を持つことは報告されておらず、植物代謝経路に影響を及ぼすことはないとは判断されます。

また、両系統に導入された *pat* 遺伝子、これはグルホシネートの耐性をもたらすものでございますけれども、この遺伝子より産生された PAT タンパク質は極めて特異的にグルホシネートをアセチル化する酵素であるが、高い基質特異性を有しているため、植物代謝系に影響を及ぼす可能性はないと判断される。

いずれの形質も、その作用機作は独立しており、トウモロコシ 1507 系統と Event DAS-59122-7 系統の掛け合わせ品種において互いに影響し合わないと考えられる。

2 点目として、亜種レベル以上の交配ではないということで、掛け合わせた品種は、亜種レベル以上の交配ではございません。

3 番目としまして、摂取量・食用部位・加工法等に変更はないかということで、これはトウモロコシの 1507 系統と Event DAS-59122-7、及びそれらを掛け合わせた品種において、摂取量、食用としての使用部位、加工法等の利用目的並びに利用法に変更はござい

せん。

以上、～の結果から、本品種については「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』平成16年1月29日食品安全委員会決定に基づき審査した結果、安全性の確認を必要とするものではないと判断される。」という結果になりました。

なお、これにつきましては、安全性の確認を必要とするものではないと判断されたということで、従来からパブリック・コメントは求めておりませんので、本委員会で御了解いただければ確定ということにさせていただきたいと思っております。

○寺田委員長 ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、どなたか御意見ございませんか。よろしゅうございますね。

それでは、これは遺伝子組換え食品等専門調査会における結論と同じものとなりますが、「『遺伝子組換え食品の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき審査した結果、安全性の確認を必要とするものではないと判断される。」ということで、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、次に「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t.* Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種」につきまして、説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 先ほどと同じ資料1でございますけれども、2品目目ということになりまして、ちょっとページ数が振ってありません。恐縮ですけれども、最初のページから2枚めくっていただきまして、これが先ほど委員長から御紹介いただいたものでございまして、その次のページを御覧いただきたいと思います。本品目については、平成17年11月21日の遺伝子組換え食品等専門調査会で審議され、今回報告をするものでございます。

次のページ、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

「申請品種名」としては、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t.* Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種ということで、「性質」としては、除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性、コウチュウ目害虫抵抗性ということでございます。

「申請品種の概要」としましては、申請品種については、除草剤耐性及び害虫抵抗性の形質が付与された1系統と除草剤耐性の形質が付与された1系統を従来からの手法で掛け合わせたものでございます。掛け合わせる前の Event DAS-59122-7 と NK603 系統の各系統については、それぞれ安全性の評価は終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれ

がある場合は認められないと判断されております。

「食品健康影響評価結果」でございますが、挿入された遺伝子によって宿主の代謝系には影響なく、除草剤耐性、害虫抵抗性の形質が付与されている品種同士の掛け合わせであるということで、これは Event DAS-59122-7 に導入された *cry34Ab1* 遺伝子及び *cry35Ab1* 遺伝子、これはコウチュウ目の害虫抵抗性のものでございますけれども、それにより産生される Cry34Ab1 タンパク質及び Cry35Ab1 タンパク質はいずれも酵素活性を持つことは報告されておらず、植物代謝経路に影響を及ぼすことはないと判断されます。

また、Event DAS-59122-7 に導入された *pat* 遺伝子により産生される PAT タンパク質は、極めて特異的にグルホシネートをアセチル化する酵素であるが、高い基質特異性を有しているため、植物代謝系及び新たに使用される可能性のあるグリホサート関連代謝系に影響を及ぼす可能性はないと判断されると。

また NK603 系統に導入された *cp4 epsps* 遺伝子により産生される CP4 EPSPS タンパク質は、シキミ酸合成経路の律速酵素ではなく、EPSPS 活性が増大しても、本経路の最終産物である芳香族アミノ酸の濃度が高まることはないことから、その作用機作は独立しており、植物代謝経路に影響を及ぼすことはないと判断される。

いずれの形質も、その作用機作は独立しており、Event DAS-59122-7 系統と NK603 系統の掛け合わせ品種において互いに影響し合わないと考えられる。

亜種レベル以上の交配ではないかどうかということですが、掛け合わせた品種は、亜種レベル以上の交配ではございません。

3 番目として、摂取量・食用部位・加工法等に変更はないかということですが、Event DAS-59122-7 と NK603 系統、及びそれらを掛け合わせた品種においては、摂取量、食用としての食用部位、加工法などの利用目的並びに利用方法に変更はございません。

次のページをめくっていただきたいと思いますけれども、以上、～の結果から、本品目については、「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき審査した結果、安全性の確認を必要とするものではないと判断される。」という結論といたしました。

これにつきましても、本委員会での御了承をいただきました段階で、パブリック・コメントは行わないということで確定という形にさせていただければと思っております。

○寺田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御意見あるいは質問などございましたらお願いいたします。よろしいですね。

それでは、これも遺伝子組換え食品等専門調査会の結論と同じものになりますけれども、「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき審査した結果、安全性の確認を必要とするものではない。」と判断されるということで、よろしゅうございますね。

どうもありがとうございました。

それでは、次に「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t.*Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 とトウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種」につきまして、説明をお願いいたします。

○ 國枝評価課長 先ほどと同じ資料 1 でございますけれども、最後のパーツになります。委員長から御説明いただいた品目でございますが、めくっていただきまして 1 ページ目ということで、本品目については本年 11 月 21 日の第 34 回遺伝子組換え食品等専門調査会で審議をし、本日報告するものでございます。

次の 2 ページ目でございますが「申請品種名」でございますが、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t.*Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 とトウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種でございます。

「性質」としては、除草剤のグルホシネート及びグリホサート耐性、コウチュウ目及びチョウ目害虫抵抗性でございます。

「申請品種の概要」としましては、申請品種については、除草剤耐性及び害虫抵抗性の形質が付与された 2 系統と除草剤耐性の形質が付与された 1 系統を従来からの手法で掛け合わせたものでございます。掛け合わせる前の Event DAS-59122-7 とトウモロコシ 1507 系統及び NK603 系統の各系統については、それぞれ安全性の評価は終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれがある場合は認められないと判断されております。

「食品健康影響評価結果」でございますが、まず 1 点目として、挿入された遺伝子によって宿主の代謝系には影響なく、除草剤耐性、害虫抵抗性の形質が付与されている品種同士の掛け合わせであるかどうかでございますが、Event DAS-59122-7 に導入された *cry34A b1* 遺伝子及び *cry35Ab1* 遺伝子、これはコウチュウ目の害虫抵抗性のものでございますが、及び 1507 系統に導入された *cry1F* 遺伝子、これはチョウ目の害虫抵抗性ですが、これにより産生されたそれぞれのタンパク質はいずれも酵素活性を持つことは報告されておらず、植物代謝経路に影響を及ぼすことはないと判断されます。

また、Event DAS-59122-7 及び 1507 系統に導入された *pat* 遺伝子、これはグルホシネートの耐性をもたらすものですが、これにより産生された PAT タンパク質は、極めて特異的にグルホシネートをアセチル化する酵素であるが、高い基質特異性を有しているため、植物代謝系及び新たに使用される可能性のあるグリホサート関連代謝系に影響を及ぼす可能性はないと判断されます。

一方、NK603 系統に導入された *cp4 epsps* 遺伝子により産生される CP4 EPSPS タンパク質は、シキミ酸合成経路の律速酵素ではなく、EPSPS 活性が増大しても、本経路の最終産物である芳香族アミノ酸の濃度が高まることはないことから、その作用機作は独立しており、植物代謝経路に影響を及ぼすことはないと判断されます。

いずれの形質も、その作用機作は独立しており、Event DAS-59122-7 と 1507 系統と NK603 系統の掛け合わせ品種において互いに影響し合わないと考えられます。

2 点目として、亜種レベル以上の交配でないかどうかということですが、掛け合わせた品種は、亜種レベル以上の交配ではございません。

3 番目としては、摂取量・食用部位・加工法等に変更はないかどうかですが、これは最後のページになりますが、これについては摂取量、食用としての使用部位、加工法等の利用目的並びに利用方法に変更はございません。

以上、～ の結果から、本品目については、「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき審査した結果、安全性の確認を必要とするものではないと判断される。」という結論に至りました。

なお、これにつきましても、本委員会で御了解いただいた後は、パブリック・コメントをせずに確定という形にさせていただければと考えております。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御意見ございますでしょうか。ございませんね。

そういたしますと、本件につきましては遺伝子組換え食品等専門調査会と同じ結論になりますが、「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき審査した結果、安全性の確認を必要とするものではないと判断される。」ということでもありますね。

どうもありがとうございました。

それでは、次に食品安全委員会の 11 月の運営について、事務局から報告をお願いいたします。

○ 小木津総務課長 それでは、資料 2 に基づきまして、食品安全委員会の 11 月の運営につきまして御報告いたします。

資料 1 ページ目を御確認ください。

まず「食品安全委員会の開催」状況でございます。第 118 回会合が 11 月 2 日に開催されました。普通肥料 2 品目の公定規格の変更につきまして、審議の結果、同日付けで食品健康影響評価の結果を農林水産大臣に通知しております。

農薬専門調査会で審議中のオリサストロピンについて、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

プリオン専門調査会で審議されております米国・カナダ産牛肉等のリスク評価の審議結果案につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

10 月の運営報告。10 月分の食の安全ダイヤルの報告がございました。

また、119 回会合が 11 月 10 日に開催されております。

新しく就任された松田食品安全担当大臣に御出席いただきまして、ごあいさつをいただいております。

農薬 3 品目につきまして評価要請を受けて、厚生労働省から説明がありました。

高病原性鳥インフルエンザへの対応について、農林水産省から報告がありました。

続きまして、120 回会合が 11 月 17 日に開催されまして、動物用医薬品専門調査会で審議中のチルミコシン、ミコチル 300 注射液についての審議結果について、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

ポジティブリスト制度の導入に関しまして、厚生労働省からの説明を踏まえての調査審議が行われました。

続きまして、121 回会合が 11 月 24 日に開催されております。表記の動物用医薬品 4 品目の評価結果につきまして審議し、その結果を同日付けで農林水産大臣に通知しております。

ポジティブリスト制度の導入に関しまして、引き続いて厚生労働省からの説明を受けまして、調査審議を行っております。

10 月分の食品安全モニターからの報告がありました。

続きまして専門調査会の運営状況です。詳細は省略させていただきます。

まず企画専門調査会が 11 月 7 日に開催されました。農薬専門調査会が 11 月 16 日に行われました。

動物用医薬品専門調査会が 11 月 9 日に、それぞれ表記の内容について開催されました。

また動物用医薬品専門調査会につきましては、同日に非公開会合が開かれております。

微生物専門調査会につきましては、ウイルス専門調査会と合同で、11月15日に会合が開かれております。

3ページ目でございますが、ウイルス専門調査会は、只今、申し上げたとおりでございます。

遺伝子組換え食品等専門調査会につきましては、11月21日に開催され、本日お諮りしている案件についての審議がありました。

新開発食品専門調査会は、11月7日に開催されております。

新開発食品・添加物専門合同調査会ワーキンググループが11月2日に開催されております。

続きまして、4ページ以降が「意見交換会等の開催」でございます。11月は頻繁に開催されております。表題だけ御確認いただきたいと思います。

11月2日に輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会が北海道小樽市でございました。

11月4日にBSEと牛肉の安全性についてのリスクコミュニケーションが東京で開催されております。

11月8日に石川県金沢市で食の安全・安心シンポジウムがございました。

11月9日に農薬のリスクアナリシスに関する意見交換会が沖縄県那覇市で開催されております。

5ページにまいりまして、11月14日から米国・カナダ産牛肉等に関する食品健康影響評価案に関する意見交換会が開催されておりました、北海道札幌市でまず開催されております。

翌15日には、大阪市で開催されております。

同日、農薬のリスクアナリシスに関する意見交換会も名古屋市で開催されております。

翌16日ですが、仙台市で米国・カナダ産牛肉等の意見交換会が開催されております。

その次のページにまいりまして、11月17日は福岡市で米国・カナダ産牛肉等についての意見交換会がございました。

そして、その翌日ですが18日には、同じく福岡市で魚食と健康に関する意見交換会が開催されております。

また、米国・カナダ産牛肉等につきましては、18日には広島で開催されております。

21日は、同じく愛知県名古屋市で開催されております。

めくっていただきまして、7 ページですが、米国・カナダ産牛肉等の意見交換会最終日になりますが、22 日には東京新宿区で開催されております。

また 22 日には、輸入食品の安全確保の取組についての意見交換会が山形市で行われました。

11 月 30 日には、岐阜市で食品の安全・安心シンポジウムが開催されております。

以上でございます。

○ 寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、どなたか御質問などございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの説明にもありましたけれども、11 月 14 日～22 日にかけて開催いたしました「食品に関するリスクコミュニケーション - 米国・カナダ産牛肉に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会 - 」の概要について、事務局から報告をお願いいたします。

○ 西郷リスクコミュニケーション官 それでは、資料 3 を御覧いただきたいと存じます。

先ほどの 11 月の運営報告の中にもございましたとおり、今回米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る食品健康影響評価案というものが、11 月 2 日～29 日まで意見・情報の募集ということになっておりました。その期間中に、真ん中の表に書いてあります 7 か所で、11 月 14 日～22 日まで連続的に意見交換会を開催いたしました。

進め方でございますが、プログラムにありますように、最初、実際に評価に当たられたプリオン専門調査会の専門委員の方から評価の内容につきまして御講演をいただき、パネルディスカッションを地元の消費者の方、生産者の方あるいは事業の関係者の方、専門家とありますのは、御講演いただいた専門委員にそのまま出ていただきました。あと厚生労働省、農林水産省の関係行政機関からも御出席いただいてパネルディスカッションをして、要点を議論していただいた後に、会場参加者との意見交換ということで、全体で 3 時間ほどの意見交換会を実施しました。

配布資料につきましては、評価書そのものと、それを大体要約いたしましたものと、ホームページに載せております評価のポイントというスライドの資料、それに参考資料といたしまして諮問書、今、意見・募集をしていますというプレスリリース、関係行政機関におつくりいただきました米国・カナダにおける B S E 対策と日本の対策の比較ができるよ

うな資料、その他をお配りいたしまして実施いたしました。

別紙 1 を御覧いただけますでしょうか。具体的にはここに表がございますが、委員の方にも御出張いただきまして、ごあいさついただいた後に、その「講演者」と書いてある欄にありますプリオン専門調査会のメンバーから御講演をいただきました。

なおプリオン専門調査会のメンバーは、スライドの資料、事務局が用意しました先ほどのポイントという資料を自らアレンジしていただきまして、工夫をされた講演をいただいたわけでございます。

その後パネルディスカッションということで、コーディネーターは中村委員にも出ていただきました。農政ジャーナリストの増田淳子様、日本経済新聞編集委員の中村雅美様にあちこち御出張いただきまして、コーディネーターを務めていただきました。

消費者につきましては、なるべく地元の方ということで、実は全国消費者団体連絡会食のグループにいろいろ御相談申し上げたところ、あちこち御紹介いただきまして、ここにあります地元の消費者の方々に御出席をいただきましております。

生産者につきましても、なるべく地元の方ということで、農林水産省に御協力いただきまして、このような方に集まっていたいただきました。

事業関係につきましては、ここにあります外食、流通・加工といった業界の方々と御相談いたしまして、こういった方々に出ていただいたところであります。

関係行政機関につきましても、御出張いただきまして、対応いただいたところでございます。

次に、別紙 2 を見ていただけますでしょうか。ちょっと速報で確定値ではございませんけれども、ここに実際に御参加いただいた方の数を載せております。全体で 7 か所、905 名の御参加を確認しております。内訳は、大体参加のときの申込書に書いてあった内容からすると、そういった内訳の方が出てきております。

なお、アンケートの回収につきましては、六割ぐらいの回収をいただいているところでございます。

次に別紙 3 を見ていただきたいと存じます。

これは各会場でいろいろ意見がございまして、それなりに意見交換が行われ回答もされたわけでございますが、7 会場共通で出てきた議論、1 つのところしか出なかった議論がございました。実はあまり B S E に関係ない議論も出てきたんでございますが、そういったものを除外したものにつきまして、なるべく B S E に関係あるものまとめさせていただいたものがこれでございます。

若干見ていきますと、まず「評価に関する意見等」ということでお話しますと、そこに書いてありますように「(1)全体及び結論関係」に関する議論が非常に多ございまして、一番初めにありますが、リスクの同等性についての評価は困難だけれども、輸出プログラムが遵守されれば日本とアメリカ、カナダのリスクの差は小さいという結論が若干わかりにくいとか、あるいは解釈はどうしたらいいのかとか、そういったような議論がたくさんございました。

一方、国際的なと申しますか、日本国外ですと30か月齢でもって管理決定としているところがございすけれども、そういったことを受けまして評価すべきではなかったらどうかという御意見だとか、あるいはvCJDのリスクにもっと重点を置くべきだということがございました。

こういった意見交換会やあるいはパブリック・コメントを求めておいた、その結果はどうなるんだろうかといったような御指摘もあったわけでございます。

あと「侵入、暴露リスク関係」につきましては、ここに数字、問題があると思うんですけれども、いわゆるいろんな日本のリスクとあるいは管理されたもののアメリカ、カナダでの侵入リスク、あるいは暴露リスクについて大体何倍程度というような数字が出ておりますが、その根拠だとかケースにつきまして、使った数字だとか計算の方法などについて明示してほしいという御意見があちこちで出たわけでございます。

飼料規制がアメリカ、カナダについては不十分だということで、リスクが大きいはずであるといった御意見もございました。

あと、その他のCWDとか鶏糞の給与の問題についても、もうちょっと触れるべきだという御意見もあったところでございます。

今度は牛肉、内臓の件でございすけれども、いわゆる月齢を判定するのに、いわゆる生理学的成熟度を使うことの科学性の問題とか、と畜前検査を1頭当たりには換算することは意味があるのかといったことだとか、プリオンの感染価の99%以上がSRMにあるということで、ほかにもあるのであればそれだけとっても、まだ若干リスクは残るのではないかという不安の声もございました。

次に今回問題になりました「輸出プログラム関係」でございすけれども、担保策につきまして、査察等が言われておりますけれども、日本側が主体的に関与できるような担保措置を評価書の中で書いて、もっと示すべきであるというような御意見がございました。

国内対策の評価のときには、飼料規制、SRM除去、検査でもって安全性が確保されるということだったのに、アメリカとカナダについては、どうも20か月以下であれば飼料規

制も検査も要らないと読めるというのはちょっとおかしいという御意見もあったところです。

「その他」でございますが、プリオン専門調査会の審議は10回ほどやっていただいたわけでございますが、その時間がかかり過ぎたということ、いや、そうではない、もっと長くやるべきだったという意見が両方ございました。

よく言われる話ですけれども、いわゆる科学的以外の米国、カナダからの政治的、経済的圧力に負けたのではないかと、そういった声もございました。

実際の研究の進捗状況、あるいは21か月、23か月はどうなったかといったことも含めて、実際にどのようなになっているかも明らかにしてほしいとか、食品安全委員会と関係省庁との分担関係がときどきわかりにくくなるということもございまして、そういったことについてきちんと説明してほしいというようなこともございました。

次にどちらかというと「管理措置に関する意見等」でございますが、輸入再開につきましては、まだ不安なので反対だというような御意見も多数ございました。

日本の国内では生産者とか消費者の努力、トレーサビリティとか、その他の努力によって回復したのに、今度入ってくることで、それがまた何かなるのではないかと不安だというお話とかがございました。

あと、表示について入れるんだったらきちんと表示させてくれというお話もございました。一方、リスクの差は小さいんだったら、1日も早く輸入再開をしてほしいという声もございましたし、また全頭検査について向こうに求めるべきだという意見もございました。「輸出プログラム関係」につきましては、やはり査察をきちんとしてほしいということがございまして、査察についてよくどういうふうにするのか説明してほしいとかということもございました。

結果も公表しろというお話もございました。

要するに輸出プログラムの遵守が前提なんだから、不十分だった場合は、輸入はまた止めるべきだとか、日本とアメリカの条件が同じでないのは不公平だというような議論もございました。

「その他」でございますけれども、そこに書いてあるような議論がございまして、特に消費者に任せるべきだとか、いや、そうではないとか、我が国内ではやっているピッシングについては、やはり早く中止すべきだというような御意見があった次第でございます。

別紙4を御覧いただけますでしょうか。まだこれも途中でございますけれども、いただいたアンケートにつきまして、若干の集計をいたしましたので御報告申し上げます。

アンケートに回答いただいたのは、全体の 60% 弱でございますが、こうやって見ますとやはり男性が 3 分の 2 ぐらいだということでもあります。

次を見ていただきますと、ここに 31.1% とありますのが 40 代、その隣の 29.4% が 50 代でございますけれども、その辺の年代の方が多かったということでございます。

参加者でございますが、一番上の 21.7 と書いてあるのが消費者団体、下側で 21.3 というのが食品関連事業者、25.5% と左側にあるのが行政でございますけれども、やはりそういった関係の方々の参加が多かったということでございます。

次のページにまいりますと、やはり参加された動機につきましては、審議結果案について知りたかったというのは当然のことで 33.3% と一番多かったということでございます。

一方、米国、カナダにおける対策が知りたかったという方も 20% 弱いらしたということでございます。

次に問 2 でございますが、意見交換会に参加する前と参加した後の印象の違いについてお伺いしましたところ、やはり今回は非常に御関心の高い課題だったということもありますのか、を見ていただきますと、意見交換会に参加する前からもう審議結果について理解していたという方が半数以上いらしたということでございます。参加後、理解が深まったという方が半分、変化がなかったという方が 3 割 5 分といったことになってございます。わからなくなったという方も 10% 弱いらっしゃるということになります。

調査審議期間について、先ほども申しましたように短過ぎた長過ぎたというのがあるんですが、でございますけれども、これも参加する前、後も拮抗しておりまして、両方とも 4 割ぐらいずついたということでございます。

次のページでございますが、いわゆるリスク分析と申しますか、各省の役割分担について、やはり関心の高い方が多く、8 割近くの方がもともと御存じだったということで、参加した後深まった、あるいは知っているので変化がないということなのかもしれませんが、その方が 5 割ということになってございます。

食品安全委員会の取組についてということでございますけれども、信頼をいただいていたという方が 4 割近くもともといらっしゃいましたが、その後どうなったかという、深まったという方が 19%、変化がないという方が 60%、不信感が逆に深まったという方が 12% 強いらしたという結果になっております。

次に実施方法について若干伺いましたところ、時間の関係上ざっといきますけれども、開催時期、方法、資料の中身、講演の中身、パネルディスカッションの進め方、応答、全体的といったことをお聞きしたわけでございますけれども、おおむね適切だったという評

価をアンケートにて出していただいた方からいただいております。

最後に食品安全委員会がリスクコミュニケーション上でやっているものがいろいろあるわけですが、その中で利用したことのあるものをすべて選んでくださいといったところ、食品安全委員会のホームページが一番多かったんでございますけれども、これはちょっと数字の取り方というか、集計の仕方が複数回答になってございますものですから、22.4%とありますけれども、これは○を付けたうちの22.4%ということでございますして、アンケートの回答した人の数にもう一回計算し直してみますと、食品安全委員会のホームページを利用したことがあると答えた方が68%になります。委員会や専門調査会の傍聴が可能なことだというのが44%ということになります。その他、大体ここに書いてある数字を3倍ぐらいしていただくと、回答者の人数になります。資料のつくり方が複雑になっておりまして、大変失礼いたしました。

以上、そういうことでございますが、短い期間内でございますけれども、いろんな方に御協力いただいて、特にパネルディスカッションについてはいろいろお骨折りいただいて集まっていたいたなと思いますし、お忙しいところ意見交換会にも参加いただいたことについては、事務局として非常に感謝申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

私からも忙しい中パネルディスカッションに、本当に喜んでというのか、喜ばれずに来られた方もいると思いますが、御無理をお願いして参加した方もいますし、御自分から積極的に出てくださった方には大変ありがたいと思っていますので、この場を借りて感謝しますとともに、それぞれの場所でこういう会の準備をされた関係者の皆さんにも感謝の念を述べたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局から説明がございました内容、あるいは記載事項に関しまして、御意見あるいは質問などございましたらお願いいたします。ございませんですか。

そうしますと、ただいまの説明のところにもありましたように、この意見交換会で出ました主な意見等につきましては、29日で締め切りました意見・情報の募集に寄せられたコメントと同様にプリオン専門調査会において回答案を作成していただくことにしたいと思います。

また、アンケートの結果ですが、今、見せていただいたものはリスクコミュニケーション専門調査会においてもきちっと報告し、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るため議論していただければと思っております。

それでは、次に「その他」でございますけれども、先週審議していただきました農薬等に関するポジティブリスト制度に関しまして、厚生労働省から文書による正式な回答と残留基準の設定についての報告がありましたので、事務局から報告をお願いします。

○國枝評価課長 それでは、資料４－１を御覧いただきたいと思います。「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（回答）」ということで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてへの回答文書でございます。

これは、その文書にも書いてございますように、本年４月２８日付けで食品安全委員会から厚生労働大臣あてに出した意見、これは後ろの方に添付が１１ページからされておりますけれども、６つの項目について意見を述べたものでございまして、それに対する回答でございます。これについては、前回及び前々回に厚生労働省の方の担当官の方から説明があったかと思いますが、それについて文書での最終的な回答という形でまいったものでございます。

中の内容については、既に前回、前々回のところで説明がありましたので、若干変更いたしました事項だけを御説明したいと思います。２ページから４ページというのは、いわゆる６つの意見についてのそれぞれの回答ということで、５ページに別紙１とございます。これは「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」ということで、これについて了承を得るという形になったものでございます。この中の「２．リスク評価の依頼」というところの（２）でございますが、ここに「年度毎でリスク評価を依頼する予定の農薬等については、円滑なリスク評価の実施に配慮し、原則としてその年度の開始前までに食品安全委員会事務局に当該予定を作成、提出する」という形で書いてございます。これについては、前々回の提出のところには「円滑なリスク評価の実施に配慮し」ということと「当該予定を作成、提出する」の作成という文章はございませんでしたが、前回での補足説明及び委員長からのコメントがございましたので、それを踏まえて挿入されたものでございます。それ以外については変更ございません。

もう一つございますが、よろしゅうございますでしょうか。

○寺田委員長 どうぞ。

○國枝評価課長 資料４－２の１枚紙でございますが、「食品安全基本法第２４条第２項に基づく報告について」ということで、厚生労働大臣より食品安全委員会の委員長あてということでございますが、「食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第２項の規定に基づき、下記事項について貴委員会に報告する」ということで「食品衛生法の一部を改正する法律（平成１５年法律第５５号）による改正後の食品衛生法（昭和２２年法律第２３３

号)第 11 条第 3 項の規定に基づく食品中に残留する農薬等に関するいわゆるポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準等の設定に際し、当該残留基準等の設定が食品安全基本法第 11 条第 1 項第 3 号に該当することから、同法第 24 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、同項本文の規定に基づく同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価の依頼を事前には行わないこととしていたところ、平成 17 年 11 月 29 日をもって当該残留基準等を設定したこと」ということで報告がございました。

ちょっと法律的にわかりにくいので、もう少しかいつまんで御説明いたします。食品安全委員会の中で、24 条の第 1 項というものがございますが、これは例えば残留基準などを設定する場合とか、あるいはいろいろな法律に基づく食品の安全性に関する基準を設定する場合には、ここの 24 条第 1 項に規定するものについては食品安全委員会の意見を聞かなければならないという形になっておるわけでございます。ここの 24 条 1 項にただし書きがございまして、実はこのただし書きに該当する場合には、その意見を聞かなくてもいいという場合がございます、今回のポジティブリスト制度はもう既に厚生労働省から説明がありましたが、ネガティブリストからポジティブリスト制度という形で大きな変革がされたわけでございます。こういう評価を受けるいとまがなく設定するような場合についても、場合によってはただし書きによって聞かなくてもいいという規定があるため、厚生労働省で定めたというものです。

ただ、こういった形でいとまなく定める場合には 24 条の第 2 項の、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後、相当の期間内にその旨を委員会に報告し、委員会の意見を聞かなければならないという規定の適用が必要でございます。この規定に基づいて具体的な告示名は書いてございませんが、実際には 11 月 29 日で「食品衛生法第 11 条第 3 項の規定によりヒトの健康を損なうおそれのない量として、厚生労働大臣が定める量を定める件」ということで、厚生労働の 497 と、「食品衛生法第 11 条第 3 項の規定によりヒトの健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、厚生労働大臣が定める基準を定める件」が同 498、「食品添加物等の規格基準の一部を改正する件」、同 499 の 3 つの告示が、11 月 29 日付けで、官報に告示されたとの報告があったものでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 わかりましたか。ますますわからなくなったように思います。

何か御質問とかございますか。どうぞ。

○坂本委員 質問ではなくお願いですが、聞いていて番号と法律の名称だけが出てきますので、これからこういう説明をおやりになるときは、番号に大体どういう内容で、どう

いうふうなことになるというのを言葉でお話をいただいた方が聞いている方はわかると思います。これは私の個人的な意見で大変恐縮ですが、できればそのようにお願いしたいと思います。

○ 國枝評価課長 申し訳ございません。

○ 寺田委員長 ほかにございませんか。

今の法律のところでちょっとわからないことがあったけれども、それに加えて一番初めの資料 4 - 1 の別添の 2 ページのところに書いてあります「1. について」とか「2. について」と書いてあるのは、これは一番後ろの 4 月にこちらから意見を申し上げた、11 ページの参考のところに出てあります 6 項目にわたる意見に対する答えについてということですね。

○ 國枝評価課長 そうでございます。

○ 寺田委員長 ものすごく短くしてしまったんですね。こういう書き方をするとわかりませんね。

ほかに何かありますか。よろしゅうございますか。

これは、そういうことで承りましたと。よろしく願いたいしますということと、ここに書いてありますとおり、私どもの方に評価を依頼する場合は、前もってよろしく願いたいします。

そのほかに何か議事ございますか。

○ 小木津総務課長 特にございません。

○ 寺田委員長 それでは、本日の議事は終了いたしました。

以上をもちまして「食品安全委員会」第 122 回の会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、12 月 8 日木曜日 14 時から開催いたしますので、お知らせします。

また、2 日金曜日 10 時から汚染物質専門調査会を公開で開催。

同じ 2 日 13 時 30 分から添加物専門調査会を公開で開催。

16 時から新開発食品・添加物専門合同調査会ワーキンググループを公開で開催。

5 日來週月曜日 14 時から遺伝子組換え食品等専門調査会を非公開で開催を予定していますので、お知らせします。

どうもありがとうございました。